

入学準備金の入学前支給のお知らせ

墨田区では、令和5年4月に中学校に入学されるお子さまがいらっしゃるご家庭で、以下の対象となる保護者の方に就学援助の入学準備金（新入学生徒学用品費）及び補助金をご入学前の2月に支給します。今回は物価高騰分として就学援助の入学準備金と合わせて補助金も支給します。別途申請が必要になりますので、忘れずに申請してください。

対象となる方

◎以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- 令和5年2月1日現在で墨田区に居住し、令和5年4月に中学校へ入学予定の方
- 「令和4年度就学援助制度」の準要保護認定基準に該当する方

※インターナショナルスクール・フリースクール等に入学予定の方は対象外です。

※特別支援学校に入学予定の方は就学援助制度の対象外です（別制度があります）。

★既に、令和4年度就学援助準要保護認定を受けている方

就学援助の入学準備金（60,000円）については手続きは不要ですが、物価高騰分補助金（2,400円分）については申請手続きが必要です。

※対象世帯へはご自宅に「入学準備金物価高騰分補助金交付申請書兼請求書」を郵送しますので、忘れずに提出してください。

★令和4年度就学援助準要保護認定を受けていない方

（就学援助準要保護に該当する可能性がある未申請の方）

以下2点の申請手続きが必要となります。

- ・「令和4年度就学援助費受給申請書（兼認定台帳）」
- ・「入学準備金物価高騰分補助金交付申請書兼請求書」

※申請を希望する方は、問合せ先まで電話又はメールでご連絡ください。

申請書をご自宅に郵送します。

申込方法

- 提出方法 郵送又は学務課窓口持参
- 提出場所 学務課事務担当（墨田区役所11階）
- 提出期限 **令和5年1月13日（金）（消印有効）**

※認定を受けた場合、入学準備金以外の費目（給食費等）は申請書到着月の翌月から支給します。

支給額等

- 支給額 就学援助入学準備金60,000円＋物価高騰分補助金2,400円
- 支給期 令和5年2月末
- 支給方法 就学援助費受給申請書に記入いただいた口座に振込みます。

認定基準

◎審査で用いる基準は、「令和4年度就学援助」の認定基準となります。

令和4年度 就学援助 認定基準額(例)

世帯人員	世帯全員の年間総所得	世帯人員	世帯全員の年間総所得
2人	約3,260,000円	5人	約4,610,000円
3人	約3,450,000円	6人	約5,040,000円
4人	約3,790,000円		

- (注意) 1 表は目安であり、世帯構成・年齢などにより異なります。
2 所得とは、給与所得の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の額」を、事業所得の場合は確定申告書の「所得金額合計(必要経費差引後の額)」をいいます。
3 表は「令和4年度就学援助」支給にあたっての基準額の目安となるため、「令和5年度就学援助」では基準額が異なる場合があります。

認定結果の通知

◎審査のうえ「認定」または「否認定」を決定し、令和5年2月中旬に郵送で通知します。

注意事項

- 「令和5年度就学援助」をご希望の場合は、別途、申請手続きが必要です。入学後に申請書を配付しますので、忘れずに手続きをしてください。
- 今回、提出漏れや、審査結果で「否認定」となった方でも、「令和5年度就学援助」で「準要保護」と認定(4月1日認定者のみ)された場合は、令和5年7月末までに支給します。
- 入学準備金の支給は、新入学時の1回限りです。
- 令和5年2月2日以降に転出をされた場合、本区で支給を行った旨を転出先の自治体へ通知します。また、転入された方で、転入前の自治体で支給されている場合は支給対象外です。

問合せ先

墨田区教育委員会事務局 学務課事務担当(墨田区役所11階)

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話:03(5608)6303 / FAX:03(5608)6411

メール:GAKUMU@city.sumida.lg.jp

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)